

十 十 十 十
六 五 四 三

十一

—

用
利
率

払込期日 償還期限
場所 金額

第二期以降の利子

初期利子

平成四十年九月十五日
額面金額百円につき百円
平成三十年九月十八日
日本銀行の本店又は支店

中途換金の取扱い

中途換金の買取りは、平成三十一年九月十五日以後において、行うこととし、その買取金額は、式により算出された金額とする。算式に平成三十二年三月十五日前までの間の場合、額面金額 + 経過利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 第二期利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$) から平成三十一年九月十五日から平成三十二年三月十五日前までの間の場合、額面金額 + (初期利子に相当する利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 第二期利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$)

(二)

後の場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$)

中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和一十五年法律第七十一条）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受正する法律（平成二十五年法律第五号）第三条の規定による改定する特別障害者扶

十九

払元
場利
所金
支

日本
銀行